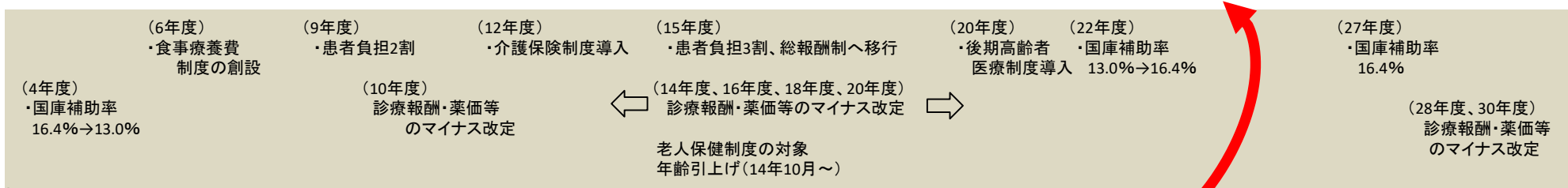
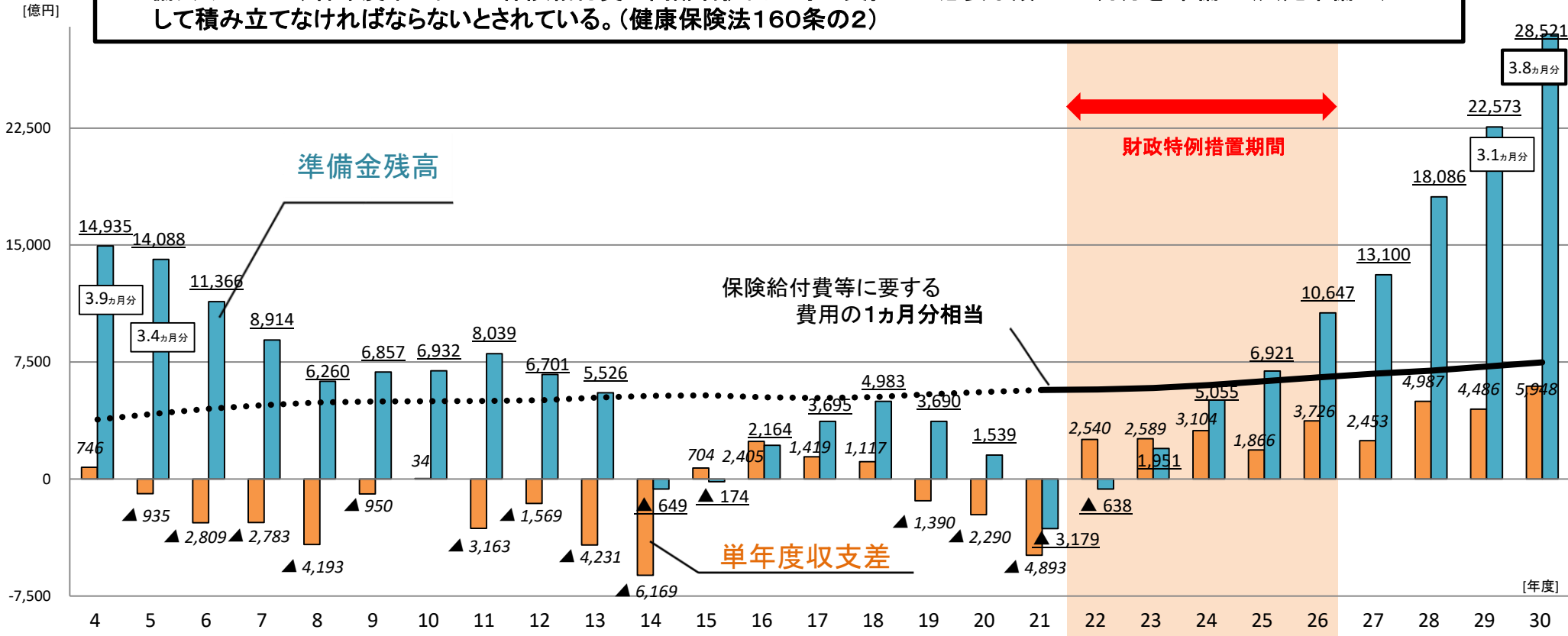


# 令和2年度保険料率について

# 単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

● 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1か月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている。(健康保険法160条の2)

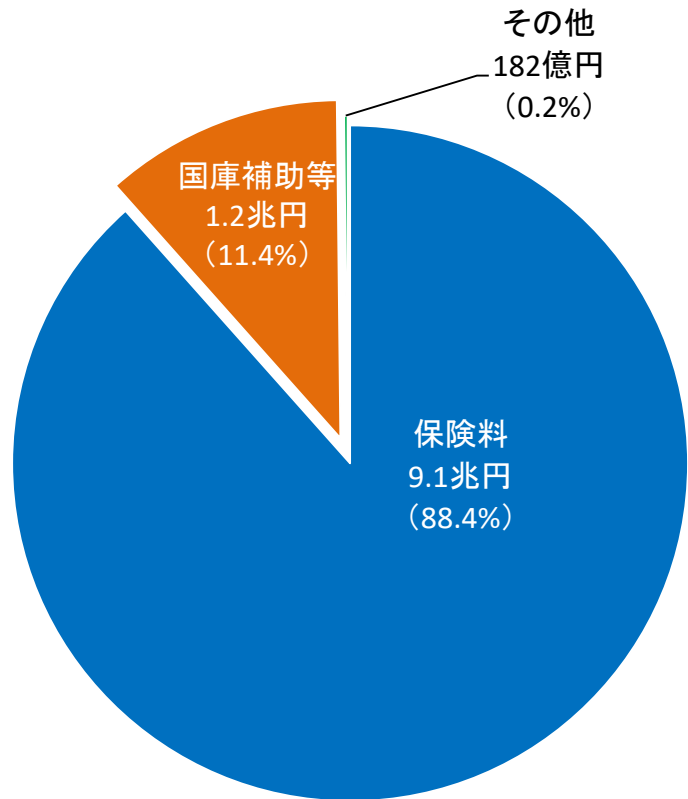


(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

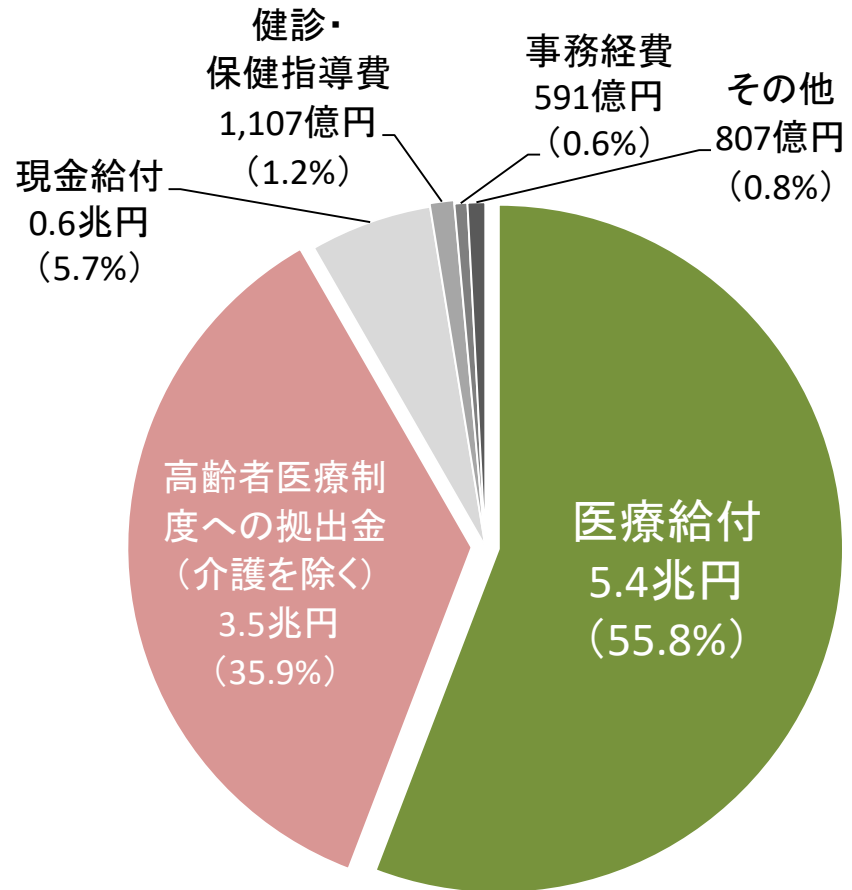
# 協会けんぽの財政構造(平成30年度決算)

- 協会けんぽ全体の支出は約9.8兆円だが、その約4割(約3.5兆円)が高齢者医療への拠出金に充てられている。

## 収入 10兆3,461億円



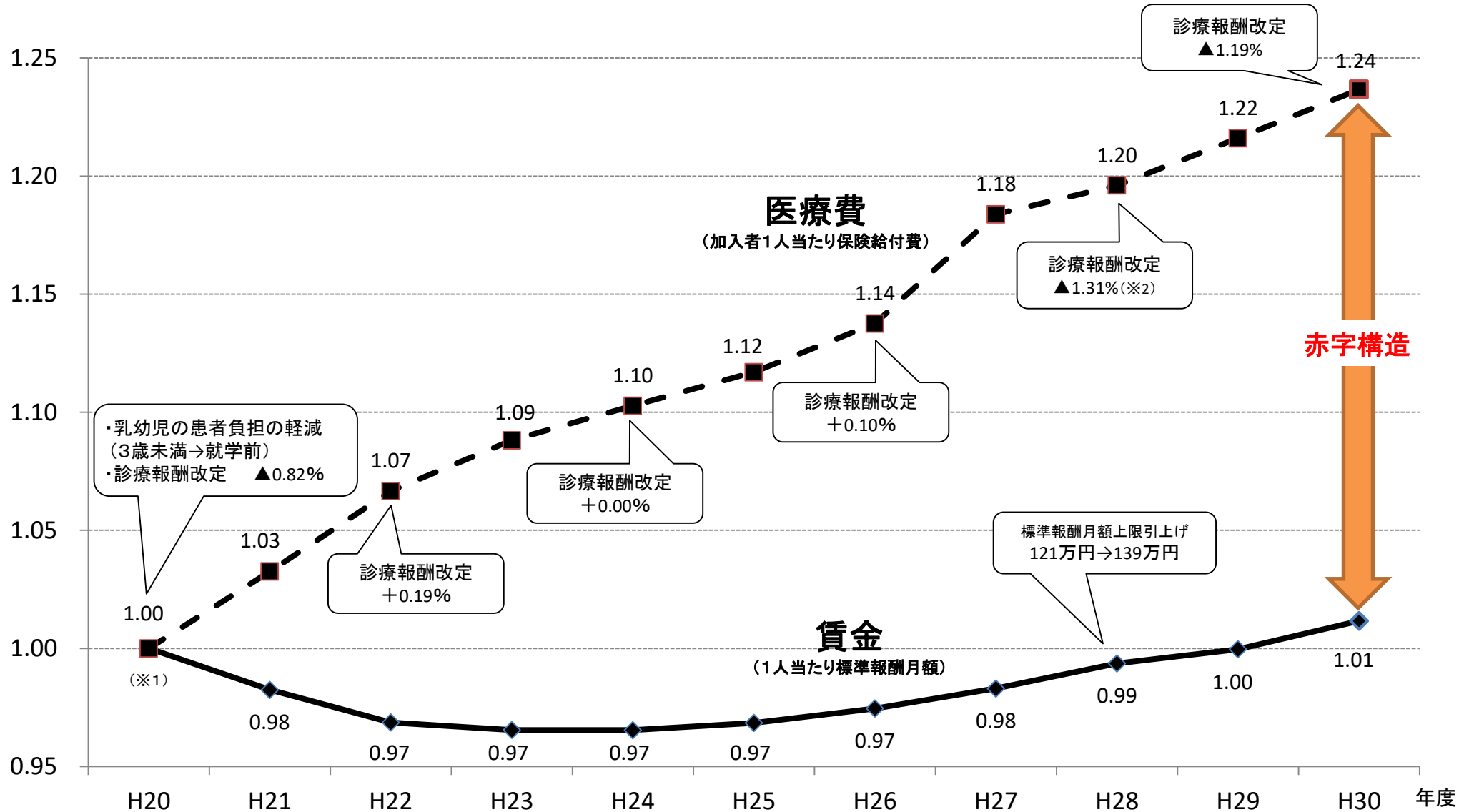
## 支出 9兆7,513億円



(注)端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 協会けんぽの保険財政の傾向

● 近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬月額)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造。



(※1) 数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

# 令和2年度平均保険料率に関する論点

## 1. 平均保険料率

### 【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：  
「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

## 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

### 【論点】

- 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和2年度は激変緩和措置を講じないことでよいか。
- インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことでよいか。

## 3. 保険料率の変更時期

### 【論点】

- 令和2年度保険料率の変更時期について、令和2年4月納付分（3月分）からでよいか。

# 令和2年度保険料率に関する支部評議会における主な意見

## 令和元年10月に開催した各支部評議会での意見書の提出状況 並びに平均保険料率に対する意見の概要

意見書の提出なし・・・13支部(9支部)

※( )は去年の支部数

意見書の提出あり・・・34支部(38支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	21支部(18支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	7支部(13支部)
③ 平均保険料率を引き下げるべきという支部	2支部(6支部)
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	4支部(1支部)

※ 激変緩和措置については計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

## 岐阜支部評議会(令和元年10月29日開催)での主な意見

- 将来的に準備金残高が減少していくシミュレーション(※)が出ている。  
そのため中長期的に考え、10%を超えない範囲で現状を維持していくべきである。  
(※)平均保険料率10%を維持した場合でも、10年以内に準備金残高のピークを向かえ、その後減少に転じる。  
<2021年以降の賃金上昇率「Ⅱ:0.6%」の場合、準備金残高のピークは2023年度>
- 激変緩和措置の解消時期、およびインセンティブ制度の施行については異論なし。
- 保険料率の変更時期については異論なし。

# 令和2年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

## 平均保険料率について

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組みなければ、適正化は困難であると思う。

- ※ 激変緩和措置の解消、およびインセンティブ制度導入について特段の異論なし
- ※ 保険料率の変更時期（令和2年4月から）について特段の異論なし

# 協会けんぽの収支見込み(医療分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率：10.00% R2年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	
	その他	182	619	290	
	計	103,461	108,879	112,348	
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     拠出金等対前年度比                      + 62 } + 102                      + 41 }                      ▲ 1                 </div>
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040	
	退職者給付拠出金	208	2	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	3,295	
	計	97,513	103,802	106,903	
単年度収支差		5,948	5,076	5,445	OR2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率：9.45%
準備金残高		28,521	33,597	39,042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 令和2年度協会けんぽの収支見込み(医療分)について

- ※ 平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案(診療報酬改定等)を踏まえて算出
- ※ 収入は、被保険者数増加や標準報酬月額上昇等により前年度比+3,469億円
- ※ 支出は、加入者数や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する見込みであることから、前年度比+3,101億円



# 令和2年度都道府県単位保険料率について

## 令和2年度都道府県単位保険料率のポイント

- 全国平均保険料率は10%に維持
- 激変緩和率は解消(令和元年度は8.6/10)
- インセンティブ制度の導入
- 4月納付分(3月賦課)分の保険料より変更

## 参考:都道府県単位保険料率の算出方法

### ①所得調整・年齢調整

保険料率は各支部の医療費を賄うために必要な料率(第1号保険料率:各支部毎に設定)と、現金給付費、高齢者医療制度への拠出金などに必要な料率(第2号保険料率:全国共通)、業務経費などに必要な料率(第3号保険料率:全国共通)で構成されます。全国一律ではなく都道府県毎に保険料率を設定する目的は、「医療費の地域差」を反映させることにありますが、「所得水準の違い(所得調整)」、「年齢構成の違い(年齢調整)」については各支部間で財政調整を行います。

### ②インセンティブ制度

平成30年度から導入された制度で、協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定し、「健診受診率」「ジェネリック医薬品使用割合」等の5つの評価指標について、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価します。成績の上位23支部については得点数に応じた報奨金を付与して、2年後の保険料率を引き下げます。(財源となる保険料率には激変緩和措置を講じる。平成30年度は0.004%、令和元年度は0.007%、令和2年度は0.01%)

### ③収支差の精算

保険料率を算出する際に使用する「総報酬額」「加入者数」「総医療給付費」などは、過去の実績を考慮し算出した「見込み」を使用します。このため決算により発生した収支差を2年後の保険料率で精算します。(令和2年度保険料率は平成30年度保険料率の収支差を精算します。)

# 平成31年度（令和元年度）の都道府県単位保険料率

- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.75%、最低は新潟県の9.63%である。

北海道	10.31%	石川県	9.99%	岡山県	10.22%
青森県	9.87%	福井県	9.88%	広島県	10.00%
岩手県	9.80%	山梨県	9.90%	山口県	10.21%
宮城県	10.10%	長野県	9.69%	徳島県	10.30%
秋田県	10.14%	岐阜県	9.86%	香川県	10.31%
山形県	10.03%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.02%
福島県	9.74%	愛知県	9.90%	高知県	10.21%
茨城県	9.84%	三重県	9.90%	福岡県	10.24%
栃木県	9.92%	滋賀県	9.87%	佐賀県	10.75%
群馬県	9.84%	京都府	10.03%	長崎県	10.24%
埼玉県	9.79%	大阪府	10.19%	熊本県	10.18%
千葉県	9.81%	兵庫県	10.14%	大分県	10.21%
東京都	9.90%	奈良県	10.07%	宮崎県	10.02%
神奈川県	9.91%	和歌山県	10.15%	鹿児島県	10.16%
新潟県	9.63%	鳥取県	10.00%	沖縄県	9.95%
富山県	9.71%	島根県	10.13%	※ 全国平均では10.00%	

# 令和2年度岐阜支部保険料率について

## ■ 料率の見込み

(単位:%)

		全国平均	岐阜支部
共通保険料率(A+B-C)		4.73	
(内訳)	A: 第2号保険料率 (高齢者医療への拠出金、現金給付費等)	(3.89)	
	B: 第3号保険料率 (業務・一般経費、準備金積立て等)	(0.87)	
	C: 収入等見込額相当率	(0.03)	
第1号保険料率(医療給付費)【調整前】		5.27	5.18
第1号保険料率【年齢調整・所得調整後】			5.17
所要保険料率		10.00	9.90
保険料率	→支部収支差の精算分を反映		9.91
	→→インセンティブ加算分を反映		9.92
		(インセンティブ分)	0.004

- ※ 震災に伴う波及増の告示額が令和2年1月下旬頃に確定する予定のため、現時点において暫定版である。
- ※ 健康保険法の規定により、都道府県単位保険料率の変更については、支部評議会での意見を聴いた上で、支部長が理事長に対して意見の申し出を行う。

# 令和2年度岐阜支部保険料率の算出方法について

## ①第1号保険料率(支部の医療費を賄うために必要な保険料率)

R2医療給付費見込み (国庫補助分除く)	+	年齢調整額	+	所得調整額	=	第1号保険料率
98,495,614,709円 (料率換算 5.185%)		465,305,911円 (料率換算 0.024%)		(-775,469,025)円 (料率換算 ▲0.041%)		<b>5.168%</b> (H31:5.05%)

R2総報酬額(見込み) 1,899,779,841,508円

## ②第2号保険料率(高齢者医療制度への拠出金、現金給付費など)

第2号保険料率 (全国共通)	<b>3.890%</b>	(H31:3.99%)
-------------------	---------------	-------------

## ③第3号保険料率(業務・一般経費、準備金積立てなど)

第3号保険料率 (全国共通)	<b>0.871%</b>	(H31:0.89%)
-------------------	---------------	-------------

## ④所要保険料率(①+②+③-0.030%) (平成30年度都道府県毎の収支精算除く) (収支差の精算)

<b>9.899%</b> (H31:9.87%)
------------------------------

### ⑤平成30年度岐阜支部収支差の精算

H30収支差		R2総報酬額		料率換算
-275,618,943円	/	1,899,779,841,508円	=	0.015%

### ⑥インセンティブ制度による加算分

インセンティブ加算分		R2総報酬額		料率換算
69,981,964円	/	1,899,779,841,508円	=	0.004%

インセンティブ制度の  
平成30年度実績による  
減算なし(順位25位)

### 令和2年度岐阜支部保険料率

④所要保険料率		⑤精算分		⑥インセンティブ加算分
9.899%	+	0.015%	+	0.004%

=	令和2年度岐阜支部保険料率	(H31:9.86%)
	9.92%	

※0.01%単位で  
四捨五入して算出

# 令和2年度保険料率の他支部との比較

令和2年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
10.00	0
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

24

23

岐阜支部

令和2年度都道府県単位保険料率の  
令和元年度からの変化  
(暫定版)

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

21

24

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率より上がったことを、「▲」は下がったことを示している。  
 2. 金額は標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

# 協会けんぽの収支見込み(介護分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57%
	国庫補助等	879	515	-	R1年度保険料率： 1.73%
	その他	-	-	-	R2年度保険料率： 1.79%
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 令和2年度協会けんぽの収支見込み(介護分)について

- ※ 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう算出
- ※ 介護納付金は、前々年度(平成30年度)のマイナス精算(▲605億円)の影響が大きいこと、被用者保険間の総報酬割の拡大(3/4→完全総報酬割)の影響等により、概算額の伸びが鈍化していることから、前年度比▲208億円